

患者様・ご家族様へ

## 厚生労働省による訪問施術料金改定のお知らせ

平素より藤和マッサージをご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、国（厚生労働省）が定める療養費（施術料金）が改定され、令和8年7月1日の施術分より新しい料金が適用されることとなりました。これに伴い、患者様にお支払いいただくご負担額も変わりますので、あらかじめご案内申し上げます。

### 【改定の概要】

今回の改定では、マッサージ・はり・きゅうの施術料金が全体的に引き上げられます。ご負担額は、加入されている保険の負担割合（1割～3割）に応じて変わります。

### 【ご負担額のおおよその目安（1回の施術あたり）】

・1割：約10円程度の増  ／ ・2割：約20円程度の増  ／ ・3割：約30円程度の増

### 【ご負担額のおおよその目安（1か月あたりの増加額）】

ご利用の頻度	1割負担	2割負担	3割負担
週1日（月4回）	約40円	約80円	約120円
週2日（月8回）	約80円	約160円	約240円
週3日（月12回）	約120円	約240円	約360円

1か月あたり、おおよそ40円（1割・週1日）～360円（3割・週3日）程度、患者様の自己負担額が増額となります。

※（注釈） 1割＝1割負担の方の一部負担額  ／  2割＝2割負担の方の一部負担額  ／  
3割＝3割負担の方の一部負担額

※上記は一例です。詳細につきましては事務所までお気軽にお問い合わせください。

患者様お一人おひとりに寄り添った丁寧な施術を続けてまいります。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

令和8年6月吉日

藤和マッサージ（訪問マッサージ・はりきゅう）

お問い合わせ フリーダイヤル 0120-922-164